



最良の医療・最良の介護を念頭に、患者様、ご利用者様への利益につながるよう検討し、最良のチームを目指して歩みます。

一、職員と共に

関係機関への情報提供や、セカンドオピニオンなど患者様への利益につながるよう努力して歩みます。

一、地域と共に

地域とともに、保健事業（予防）・医業・介護福祉事業を展開し、地域の健康維持と健康増進を目標として歩みます。



倉田会の基本理念

一、患者様と共に

患者様とともに、トータルケアを目標として歩みます。

人間ドックご夫婦セットプラン

日帰り/半日ドックセット
ご夫婦2名様で79,488円（税込）
通常価格86,400円（税込）

日帰り/半日ドック+レディースドックセットプラン
ご夫婦2名様で89,424円（税込）
通常価格97,200円（税込）

各所属団体、健康保健組合等による契約や補助制度との併用はできません。個人によるお申込みに限ります。
追加オプションお申込みは、ご予約時にお願い致します。

画像提供： IFIS JAPAN LTD



ボランティア活動のお問合せは
しんど老人保健施設
担当 五嶋まで
☎0463 (53) 1970

※当施設では、平塚市の介護保険施設でのボランティア活動を通じて、地域貢献する支援事業の「ひらつか元気応援ポイント事業」の受入れ施設として加入しています。



納涼祭にてバーベキュー

制 平成27年7月1日発行 (№8/夏号)
作 医療法人財団倉田会 広報準備室
・ 〒254-0018
発 神奈川県平塚市東真土4-5-26
行 ☎ 0463-53-1955 Fax 0463-53-1957
元 <http://www.kuratakai.or.jp>

【編集後記】梅雨の訪れには、紫陽花がきれいに色づきます。やがて花の色も移り乱れます。「静と動、明るさと暗さ、対象的と非対象的、これが世間の現実肌であります。しかし、紫陽花と一緒に向日葵と一緒に咲くと、その陰影と向日葵の陰影とが重なります。いつの間にか、紫陽花と向日葵が一緒に咲いてしまうのです。」と、筆者は感想を述べています。

普段では、なかなか感謝の気持ちを伝えることができない。是非、記念日や節目でのプレゼントとして、大切なご両親や祖父母へ人間ドックを進められてみては如何でしょうか。

元気そうに見えても、密かに病気が進行しているケースも少なくありません。

生活習慣病やがんの病状で、早期発見・早期治療とは云うものの初期では、自覚症状に気づかないものです。例え外見上は

しんど老人保健施設ボランティア募集

しんど老人保健施設では、これまでの経験や特技・趣味等を活かして、ご利用者様と共に笑顔になれる心の通ったボランティア活動を行つて頂ける方を募集しております。

◎ボランティア活動内容

- ①趣味活動やグループ活動のお手伝い
- ②行事・催事に於ける設営・模擬店補助・ご利用者の移動付添い
- ③傾聴（話し相手）と朗読（読み聞かせ）
- ④お茶出し、食事の配膳・下膳や喫茶コーナーでのお手伝い
- ⑤その他施設職員と行う美化清掃・洗濯物整理・シーツ交換等補助作業

「医療・介護便り」平成27年度介護保険制度改正について

介護保険は、平成12年4月施行当初から介護利用料は自己負担「1割」と介護保険から「9割」給付でスタートしました。しかし今年で、団塊の世代が65歳以上になり、更に10年後には国民の4人に1人は75歳以上となり認知症発症をはじめ、高血圧・糖尿病等、生活習慣病になる方が、今まで以上に増えて介護保険利用者も増大することが予測され、介護保険存続自体が危ぶまれています。これが「2025年問題」と云われています。そこで、今回は介護保険維持のための財源確保として、自己負担割合や給付要件縮小等が改正されました。

●平成27年度介護保険制度改正ポイント

【平成27年4月から】

①介護保険料の負担割合が変更されました。

平成27年～29年度の介護保険財源の負担割合が、65歳以上の方は21%から22%に、40歳～64歳の方は29%から28%に変更されました。
②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変更されました。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新たな入所は、原則として要介護3以上の方となりました。

既に平成27年4月以前に要介護1、または2で入所されている方と要介護3以上から要介護1・2に改善された方は継続して住み続けられます。

但し、新たな入居条件要介護3以下で、例外として要介護度1・2でも入居できる方は、重度の認知症や、在宅介護に於いて一人暮らしで家族や地域の介護支援が著しく困難と認められる方は、入居できる措置が取られます。

【平成27年8月から】

③高額介護サービス費等、一部の上限額が新しくなります。

利用者負担段階区分として新たに「現役並み所得者で同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上の方は、1ヶ月の自己負担限度額は、37、200円から44、400円に引き上げされます。

但し、介護サービス利用して支払った自己負担額が上限額を超えた場合には、申請によって超えた額が返戻されます。

**ごはんにピッタリ
暑い夏に食欲そそる一品**



食材と調味料

- なす 2本
- 豚ひき肉 50g
- 長ねぎ（葉・軟白） 20g
- しょうが（根茎） 1片
- にんにく（りん茎） 1片
- 豆板醤 小さじ1/2
- なす用調合油 大さじ1
- しょうが・にんにく用調合油 小さじ1
- みぞ 小さじ1
- しょうゆ 小さじ1
- みりん 小さじ1
- 鶏がらだし 小さじ1
- 水 50g
- 片栗粉 小さじ1/2
- 水 小さじ1/2

A

●重量268g・エネルギー326kcal 【成分：たんぱく質12.1g・脂質24.1g・炭水化物13.3g・カリウム495mg・リン149mg・食物繊維3.3g・塩分1.8g】



縁がわで涼をもとめて
涼をもとめて
めだか見る

しんど老健ご利用者
作・長谷川 正義 様



夏の夜 冷ともとめて花火見る

今回、医療豆知識はお休みさせて頂きます。

広報準備室



【平成27年4月から】

①介護保険料の負担割合が変更されました。

平成27年～29年度の介護保険財源の負担割合が、65歳以上の方は21%から22%に、40歳～64歳の方は29%から28%に変更されました。

②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変更されました。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新たな入所は、原則として要介護3以上の方となりました。

既に平成27年4月以前に要介護1、または2で入所されている方と要介護3以上から要介護1・2に改善された方は継続して住み続けられます。

④一定以上の所得のある人が、介護保険を利用した場合の利用者負担が2割に変更されました。

介護利用料は一律1割自己負担でしたが、ご本人の合計所得額が160万円以上で同一世帯で年金収入+その他合計所得額が単身者で280万円以上、2人以上世帯のご夫婦で346万円以上のある方が利用した場合の自己負担は1割から2割になります。

要支援・要介護の認定を受けた方に利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に於いて、低所得の利用者が受けられる食費・居住費の補助の適用条件が変更されます。

配偶者が住民税課税者で、預貯金等が単身1,000万円、ご夫婦で2,000万円を超える場合は、食費・居住費の補助はなくなります。

⑥地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます。

定員18人以下の小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスへ移行されます。

⑦要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更になります。

要支援者向けの予防給付の訪問介護と通所介護を国から市町村に3年の猶予期間で事業移管されます。

以上、今回の改正ポイントを列挙致しましたが、少子高齢、財源確保、介護人材、年金制度とのバランス等、社会保険制度利用には、益々要件が厳しくなるようです。詳しくは、お近くの居宅介護支援事業所、高齢者よろず相談センター等にご相談下さい。

